

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年12月9日 午後1時35分～午後2時50分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 18名 欠席者 1名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 協議事項

1. みやま市の地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見並び
にみやま市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

4. 報告事項

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 使用貸借解約通知について

3. 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の許可について

5. 閉 会

出席委員（18名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	野 田 一 徳	2番	日 高 徳 久
3番	永 江 三 夫	4番	江 寄 徳 光
5番	河 野 和 夫	6番	中 村 正 治
7番	河 野 順 大	8番	加 藤 和 己
9番	岡 田 佳 子	10番	木 下 正 信
11番	松 藤 忠	12番	東 政 廣
13番	長 岡 直 行	14番	倉 吉 大 作
15番	北 原 喜 博	16番	田 崎 明
17番	前 原 新	19番	徳 永 順 子

欠席委員（1名）

18番 松 尾 京 子

出席推進委員（18名）

座席番号	氏 名	座席番号	氏 名
21番	藤 木 茂 光	22番	井 上 正 光
23番	高 尾 芳 樹	24番	境 秀 作
25番	山 下 勝 敏	26番	釘 嶋 房 男
27番	大 塚 郁 久	28番	上 原 充
29番	松 尾 一 則	30番	柿 原 廣 典
31番	坂 梨 正 充	32番	河 野 通 成
33番	山 下 信 介	34番	城 敬 介
35番	野 中 勝 吉	36番	平 木 啓 喜
37番	渡 邊 哲 司	39番	坂 口 昌 義

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 堤 和 美

事務局 田 中 砂 希

午後1時35分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和4年12月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号18番松尾委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、18名の委員に出席いただいています。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号11番松藤忠委員、同じく12番東政廣委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の堤和美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（堤）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○26番（釘嶋）

先月から現地及び申請書について確認いたしましたけれども、地元委員としては異常ないと思いますので、審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第32号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（堤）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○26番（釘嶋）

これについても現地及び申請書を確認いたしましたけれども、問題ないと思われます。審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何

か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第32号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（堤）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

現地を確認しましたところ、何ら関係なかごたると思いますので、皆様方の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第32号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（堤）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○29番（松尾）

申請書、現地を確認しましたが、地元委員としては何ら問題ないと思われまので、皆様の御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第32号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（堤）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○27番（大塚）

現地を確認したところ、問題ないと思われま。審議のほうをよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

○30番（柿原）

分かればちょっと教えていただきたいと思います。譲渡人の方については、この畑、農地だけが載ってあるような面積かなと思いますが、売買される理由が分かればちょっと教えていただきたいと思います。と考えております。

それと併せて、譲受人については、長い間農業委員のお世話しよると、何回も一応売買ということで議案があったように思いますが、以前の中でも、みやま市の農業委員会の申合せ事項の中に3年3作ということをお願いしたいということで要望してあると思いますが、その3年3作、作るということは言われますけれども、実際としてはなかなか農地を利用した栽培がなされていないというふうなことが現在までの状況かと思えます。条件というわけではありませんけれども、そういうことでの売買の整理ということで農業委員会としては取扱いをしておりますので、でき得る限りそういうことで承認をお願いしたいというふうに考えております。

この案件については、聞いたところによると防草シートとかば張って、農地が荒れないような状況にはあるような話も聞いております。多分、これは臆測の世界で話していいかどうか分かりませんが、そのまましておけば農地を乱すということはないかと思えますけれども、そういうふうなことで、ただただ不動産の取得というか、そういうことでの売買ではどうかなというふうに、推進委員としての意見として申し上げておきたいと思えます。

○議長（徳永）

その件に関して、お答えを事務局のほうからお願いします。

○事務局（岡）

まず、譲渡人の方のことですけど、正直言って分かりません。ただ、全部事項証明をつけていただいていますけど、平成13年に相続で取得されていますので、相続案件で取得されているところだと思います。先ほど言われましたとおり、現地を確認していただいて、草が生えんようにと思います。多分、今の所有者としてはきちんと管理ができないようなので、周りに迷惑かけないようにということでしてあられると思われま。譲受人、今度買われる方に、こういう状況ですけど、ちゃんと耕作してされますかという確認は、これが出たところで事務局のほうでやって、本人から耕作しますという形で、防草シートを外して耕作するという

確約を取っております。

ということで、一応事務局としては、耕作するというお約束を得ていると思われまので、ここで報告させていただきます。以上です。

○議長（徳永）

柿原委員、今のお答えでいいですかね。

○30番（柿原）

はい。やり取りの状況としては異議申立てできんような状況でございますけれども、あとは農地をどういう感じで使うかということが一番かと思えます。申し訳ありませんが、新任の農業委員さんについては、そこら辺のこともですね、機会があれば意識を持って確認しながらしていただければありがたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いしておきます。

○議長（徳永）

それでは、先ほどの質問の流れの中で、地元委員さんたちも継続して農地の管理というか、継続して見ていくというのをお願いしたいと思えます。

ほかに何か御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第32号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（堤）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、この申請は「農地付き住宅の売買」に係るものであり、譲受人は非農家であることから、下限面積要件は適用されないものです。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○35番（野中）

先ほどから説明がありましたように、本人としては28日、農業委員さん、事務局、一緒に面談及び現地確認をいたしました。説明があったとおり、私としては何も問題ないと確認いたしております。皆さんの御意見をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

○30番（柿原）

ちょっと私の認識不足の点もあったかと思いますが、私的には、この農地付きについての案件については、家の周りに農地がある場合というふうな認識をしておったんですよ。事前の説明では、5分くらいかの距離が、ある程度近いところに、離れたところにあるということで、それで、そういうことでもよかったのかどうかと、非農地扱いということについて、何かあつとかしれんばってん、それでいいのかなと、農地で何ででけんとかちいうちよつと疑問がありますので、説明をお願いします。

○議長（徳永）

お願いします。

○事務局（岡）

うちは前からのあれで、300メートルはすぐ横になくても、ちょっと離れたところまでは認めるということ saying 思っています。ここでは、ちょっと議案書のほうを見てもらうと田んぼとなっておりますけど、基本田んぼはだめですよということにしていますので、現況的には畑ということで、畑に変えてくださいということは言っております。水利権等の問題等いろいろございますので、田んぼについては農地付き空き家は該当しないと。

あと、農地として扱わないということで質問でしたが、農地としては扱います。農家としては扱わないと。

○30番（柿原）

あつ、農家として……。

○事務局（岡）

農家としては扱わない。ですので、農地ですので、処分したりする場合は農地法の規定として手続が必要になりますという説明も本人たちにはしておりますので、よろしく御理解のほどお願いします。

○議長（徳永）

ありがとうございます。回答よろしいですか、柿原さん、今の答えで。

○30番（柿原）

はい。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問ございませんでしょうか。

○15番（北原）

将来のことを考えますと、私たちの地域もそうですが、非常に空き家が増えて、現況あります。農地も付いたような状況ですが、こういう方法は非常に限界集落の解消とか、そっちの方向に向かっていることだと思いますが、実際ここに住まわれて、三池と今福、いろいろあるけん、そこんにきができるのかなという、そこんにきがちょっと不思議に思います。この農地付き空き家というのは今からは必要かなと思います。以上です。

○事務局（岡）

説明がちょっと足りなかったところがあります。農地付き空き家住宅については、そこに住民票を異動してくださいというのが第一条件になっております。今、申請人の住所は当然まだそこに移っていないので、前の住所という形で把握してください。やっぱりこういうことをやっていますということは頭に入れていただいと、さっき言われたように、こういう方法もあるよと、何か相談のあったときは言っていただければ、対応として事務局のほうでやりますのでよろしく申し上げます。以上です。

○議長（徳永）

よろしいですか。

○15番（北原）

はい。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見、はい。

○30番（柿原）

すみません、度々。ちょっと今の説明の中で、なかなか農地付きの売買ということについては、何回か以前にあったようですけれども、いろいろこういうふうなか中身の議論ばあんまりしてきた記憶がありませんので、ちょっと確認で、1反未満ということで、基本的には家庭菜園扱いかなというふうに考えておりますが、ばってん極端に言うと、9畝とかあったときに、家庭菜園ということで果たして管理ができるのかなちいう、ちょっと疑問というか不安があつとですよ。それで、田はだめよということについては、水利権とかなんとかという説明はありましたけれども、基本的に田でもいいんじゃないかなちというふうに私的には考えますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（岡）

基本的に1反未満と決めていたのは今までの流れです。1反未満ということで、1つ考えられるのは、果樹とかが植わっているとすると、1反あってもそんなもんじゃないとか、柿植えてあつたりとかなんとか、具体的に言うのをちょっと控えさせていただきますけれども、おっしゃるとおり、一応相手と面談するときには、今回取得される農地は家庭菜園扱いとなりますという形で相手方には言っております。

そういうことで、その状況によって面談しながら、極端な話でいえば、その方に管理していただいたほうが農地として利用が好ましいというか、そっちの方がいいのかなというときには面積での契約もオーケーとしたいかと思えます。やっぱりきちんと今でんしよつとにです、素人さんが来てこだけしきつとやかというときには、ちゃんとそこんにきも新規就農ではありませんけど、どうやってやっていくのかというきちんと話をさせていただいた上で、この総会にかけていきたいと思っております。

田んぼについてはどうなのかというのは、ここで私が判断するというわけにはいきませんので、今までとしては水利権、種子の問題等で畑のみという形にしております。やっぱり田んぼになると、起こすのにも手で起こす、植えるのも手で植える。一畝位というとなら可能かもしれませんが、なかなか厳しいのかなというところ、家庭菜園と扱うにはですね。というところで、田んぼについては該当しないということになってきていたかと思えます。そのときはまた御報告を皆様とお話しして、どういう条件になったら許可するとかということがあれば、そこで示していきたいと。変えなければいけないのかなと思えます。ちょっとこっち事務局だけの判断するわけにはいきませんので、回答はここまでにさせていただきたいと思えます。

○30番（柿原）

結論は出さんでもいいと思います。ただ、今後、こういうふうなかケースが結構出てくるかなというふうにも思います。そして、その案件次第ではあんまり決めつけんごと、なかなかあれかなちいう部分も出てくる可能性があるけれど、今私が申し上げたように、田はできんよとかなんとかやなして、これひょっとすると、ここを話し合う中でそのほうがよかつかなちいう可能性もなきしにもあらずということのあろうかと思えますけれども、今後、そういうふうなかことを含めて、ちょっと再検討というか、ちいうごたることで考えていただければありがたいなちいうふうに考えております。

○議長（徳永）

補足の補足をしますけれども、以前は非農家の方は、農地を持っていない方は全然農地を取得できなかったわけです。だから、そこにある空き家を買いたいと思っても、空き家の横にある1畝とか2畝とかの畑も一緒には買えなかったんですね。だから、おうちだけを買って、農地はほかの人が買うという流れしか以前は取れなかったのを、それは空き家を売る人は農地も一緒に買ってほしいという要望が多々ありましたので、じゃ、みやま市としては、空き家に農地が付いている場合は、1反未満ならばそこも一緒に認めようという流れをつくったのが最初の流れでございます。

今現在、柿原委員が言われるように、いろいろなケースが多分これから出てくると思います。だから、畑であり田んぼでありという、その部分をどうしていくのかは、もう一個議論していったら、そこを認めるのか認めないのか、新規就農であると農地を拡大させていくという意思があるならばですね、その方が。そしたら、また別の方法で農地のあっせんをすとか、いろいろなケースが出てくると思います。

その考え方は、また今後いろいろ勉強会等の中で話を詰めていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。今回はそういうところまでです。以上です。

ほかに御質問、御意見ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第32号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

第二種農地に貸駐車場を設置するために転用するものです。

東は宅地、西は雑種地、北は道路、南も道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係者から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○21番（藤木）

現地を確認した結果、特に問題はないと思いますので、皆様の御審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（加藤）

12月6日に申請書並びに現地の確認を行いました。ここは国道沿いで、五、六年前までは野菜を作っていたということですが、亡くなられて、今は遊休農地というか、草が生い茂っているような状況です。

農地委員会としては問題ないというふうに考えております。皆さんの御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第33号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内の第三種農地に店舗用駐車場を設置するために転用するものです。

東は道路、西は宅地、北も宅地、南も宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下をします。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（井上）

12月6日に現地並びに書類を拝見したところ、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（加藤）

これも12月6日、申請並びに現地確認を行っております。用途区域ということで、農地委員会としては問題ないというふうに考えております。皆さんの御審議よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第34号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内の第三種農地に住宅建築のために転用するものです。

東は道路、西は申請人所有の田、北も申請人所有の田、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し周辺道路側溝へ放流します。

生活雑排水は、合併浄化槽を設置し周辺道路側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（山下）

12月6日に現地確認したところ、問題ないと思われれます。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（加藤）

これも12月6日、現地確認を行っております。農地委員会としては問題ないというふうに考えております。皆さんの御審議をよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第34号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

○議長（徳永）

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に駐車場及び資材置場を設置するために転用するものです。

東は雑種地、西は畑、北は田んぼ、南は申請人所有の畑になっており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元水利委員及び地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○33番（山下）

12月6日、現地を確認したところ、問題はないと思われま。審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（加藤）

これも12月6日、現地確認を行っております。農地委員会としては問題ないというふうを考えております。皆さんの御審議よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第34号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第35号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書5ページを御覧ください。周年契約は、田29万8,968平方メートル、畑7,638平方メートル、合計30万6,606平方メートルで、件数は87件、筆数は193筆となっております。

議案書6ページを御覧ください。期間借地は、田2万9,252平方メートルで、件数は7件、筆数は15筆となっております。

内容につきましては、7ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書22ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件、機構への売渡しが2件となっております。内容につきましては、各筆別明細のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第35号について説明をいたしました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第35号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、2. 協議事項、第1号の「みやま市の地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見並びにみやま市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。

本日は、所管の農林水産課から出席をいただいております。

それでは、計画変更の除外、整理番号1番について説明してください。

○農林水産課農地整備係長（益田）

皆さんこんにちは。本日、農林水産課農政係より、私、益田と有富2名で出席しております。

本日、協議をお願いするのは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行う際に、「市長は農業委員会の意見を聴くものとする。」となっております。

本日、12案件中、除外8件、転入3件、用途区分の変更1件です。農業振興地域除外の手続を行う際、申出地が国営かんがい排水事業の受益地である場合は「農業の振興に関する変更」、その事業の受益地でない場合は「整備計画の変更」と呼びます。

今回協議をお願いする案件はどちらにも該当がありますので、この資料の表題のとおり併せて意見を求めますので、協議のほどよろしく願いいたします。

それでは、担当より御説明いたします。

○議長（徳永）

資料は、この別冊の分厚いやつになっておりますので、その資料を見ながらお願いします。議案書じゃなくて厚い別冊になっているほうです。よろしく願いいたします。

○農林水産課農政係（有富）

先ほど御紹介にあずかりました農林水産課で農振を担当しております有富と申します。よろしく願いいたします。

早速ですけれども、除外の整理番号1番について説明をさせていただきます。

資料におきましては、3ページからになります。8ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図をつけております。

場所におきましては、高田町田尻、地目は田・畑、除外面積は6筆で2,963平方メートルになります。

申請理由におきましては、転用者は建設業を営んでおり、今回、貸建設用資材置場、建設機械等置場を整備するために申出を行うものであります。

以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

最初3ページと言われまして、その後、ずっと箇所図とか位置図とか、上に1番と書いてありますので、それに関連する航空写真とか、箇所図とかがありますので、それもずっと併せて開いて見ていただきながら考えてください。

この件については、正副会長と3常任委員会の委員長で現地調査を行っています。調査結果の意見をお願いします。

○16番（田崎）

11月30日、現地調査を行いました。農業委員としましては何ら問題ないと思われまます。皆様の御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号1番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号1番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号2番について説明をしてください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号2番について説明いたします。

資料におきましては、14ページからになっております。また、図面におきましては、19ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

場所におきましては、瀬高町小川、地目は畑、除外面積は513平方メートルになっております。

申請理由といたしましては、転用者は市内に住んでおり、貸駐車場を整備するために申出を行うものであります。

以上、審議のほどをお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見ををお願いします。

○16番（田崎）

11月30日に現地調査を行いました。農業委員としましては、何ら問題ないと思われま。皆様の御審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号2番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号2番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号2番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号3番について説明をしてください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号3番について説明いたします。

資料におきましては、24ページからになっております。図面におきましては、34ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

場所におきましては、瀬高町濱田、地目は田、除外面積11筆で1万373平方メートルになっております。

申請理由におきましては、転用者はコンクリート製品の開発、製造を営んでおり、資材置場を整備するために申出を行うものであります。

以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○16番（田崎）

11月30日に現地調査を行いました。何ら問題ないと思われま。皆様方の御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号3番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号3番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号3番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号4番について説明をしてください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号4番について説明いたします。

資料におきましては、41ページからになっております。

場所におきましては、瀬高町大草、地目畑、除外面積が2筆で350平方メートルになっております。

46ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等を付けております。

申請理由におきましては、転用事業者は農業を営んでおり、今回、申出地に駐車場、通路及び合併浄化槽を整備するために申出を行うものであります。

以上、審議のほどをお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○16番（田崎）

現地調査を行いました。農業委員としましては何ら問題ないと思われます。皆様方の御審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号4番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号4番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号4番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号5番について説明をしてください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号5番について説明いたします。

資料におきましては、51ページからになっております。

場所におきましては、瀬高町文廣、地目田、除外面積1,434平方メートルの内400平方メートルになっております。

地図におきましては、57ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

申請理由におきましては、転用事業者は農業を営んでおり、今回申出地に新たに自己用住宅を整備するために申出を行うものであります。

以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○16番（田崎）

11月30日に現地調査を行いました。農業委員としては何ら問題ないと思われます。皆様方の御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号5番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

○22番（井上）

ここは私の地区ですけど、この田んぼ、基盤整備の後ですもんね。これは何年か前だったと思いますけど、同じ基盤整備の方がこういう申請をされたけどだめだったということがありましたので、どういうふうに今なっているのかを教えてくださいたいと思います。

○農林水産課農政係（有富）

この場所においては、宅地と接続しているとかという関係上、長辺接続というんですけれども、周りが農地が多かったりしたときが除外ができない可能性がありますので、場所によって除外できる、できないとかがあるので、その相談されているのを私把握はしていないんですけれども、もしかしたらそういう関係で除外ができなかった可能性もあります。なので、その都度申請というか相談していただいて、なぜできるのかできないのか、その方に説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

よろしいですか。

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号5番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号5番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号6番について説明をしてください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号6番について説明いたします。

資料におきましては、62ページからになっております。

場所におきましては、瀬高町松田、地目田、除外面積1,173平方メートルになっております。

また、図面におきましては、68ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

申請理由におきましては、転用者は主に建設業を営んでおりますが、今回、農業機械、建設機械、自動車販売所を建設するために申出を行うものであります。

以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見ををお願いします。

○16番（田崎）

11月30日に現地調査を行いました。農業委員としましては何ら問題ないと思われま。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号6番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号6番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号6番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号7番について説明をしてください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号7について説明いたします。

資料におきましては、73ページからになっております。

場所におきましては、山川町清水、地目田、除外面積951平方メートルになっております。

図面におきましては、78ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

申請理由といたしましては、転用事業者は印刷業、みかんの選果場や直売所を営んでおり、今回、申出地に新たに野菜の栽培及び通路、休憩所を建設するために申出を行うものであり

ます。

以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○14番（倉吉）

これも先月の11月30日に役員及び事務局と現地調査を行ったところです。そうした中で、先ほども若干ダブるかというふうに思うておりますけれども、申請地については、現在、申請土地の東側にみかんの販売、また会社を経営してあり、今回、農業振興地域内の農用地から除外地にして、作業員の休息所または野菜等の栽培をされるといふうなところでございますので、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号7番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号7番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号7番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号8番について説明をしてください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号8番について説明をいたします。

資料におきましては、83ページからになっております。

場所におきましては、瀬高町上庄、地目田、除外面積2,946平方メートルの内500平方メートルになっております。

図面におきましては、89ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

申請理由といたしましては、転用事業者は地主の娘とその家族であります。今回、実家の

近くに自己用住宅を建設するために申出を行うものであります。

以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○14番（倉吉）

これも先月の11月30日に現地確認を行ったところでございます。そうした中で、この申請についても農業振興地域内の農用地2,946平方メートルから500平方メートルを除外地にされ、娘さんの自己住宅を建設されるというふうなところでございますので、審議方よろしく願います。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号8番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号8番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号8番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の編入、整理番号1番について説明をしてください。

○農林水産課農政係（有富）

編入の整理番号1番について説明いたします。

資料におきましては、97ページからになっております。

場所におきましては、山川町甲田、地目畑、編入面積9筆で4,026平方メートルになっております。

102ページから字図、位置図、箇所図、写真図をつけております。

当該地は、昭和61年、旧山川町時代に農振地域整備を行った際に除外地となっておりましたが、現状は農地として使用しており、今回、優良農地として維持管理を行っていくために編入の手続を行うものであります。

以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○14番（倉吉）

これも11月30日に役員及び事務局と現地調査を行ったところでございます。そうした中で、今回の申請については、農業振興地域内の除外地の農地を農用地にされ、果樹を生産されるというふうなところでございますので、審議方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の編入、整理番号1番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更の編入、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の編入、整理番号1番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の編入、整理番号2番について説明をしてください。

○農林水産課農政係（有富）

編入の整理番号2番について説明いたします。

資料におきましては、107ページからになっております。

場所におきましては、高田町田尻、地目山林、編入面積2筆で1,057平方メートルになっております。

図面におきましては、111ページから字図、位置図、箇所図、写真図をつけております。

当該地は、平成8年、旧高田町時代に農振地域整備を行った際に除外地となっておりましたが、現状は農地として使用しており、今回、優良農地として維持管理を行っていくために編入の手続を行うものであります。

以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見ををお願いします。

○14番（倉吉）

これも11月30日に役員及び事務局と現地確認を行いました。この申請についても、農業振興地域内の除外地の農地を農用地にし、みかん園地にされるというふうなところでございますので、審議方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の編入、整理番号2番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更の編入、整理番号2番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の編入、整理番号2番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の編入、整理番号3番について説明をしてください。

○農林水産課農政係（有富）

編入の整理番号3番について説明いたします。

資料におきましては、115ページからになっております。

場所におきましては、瀬高町小田、地目山林、編入面積2筆で1,173平方メートルになっております。

図面におきましては、119ページから字図、位置図、箇所図、写真図をつけております。

当該地は、平成7年、旧瀬高町時代に農振地域整備を行った際に除外地となっておりましたが、これから農地として使用していき、今回、優良農地として維持管理を行っていくために編入の手続を行うものであります。

以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見ををお願いします。

○14番（倉吉）

これも11月30日に役員及び事務局と現地確認を行ったところです。この申請についても、農業振興地域内の除外地の農地を優良農地にすることで補助事業を行い、活力ある高収益事業を行うため、除外地の農地を農用地に編入申請を行われるというふうなところでございますので、審議方よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の編入、整理番号3番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更の編入、整理番号3番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の編入、整理番号3番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の用途区分の変更、整理番号1番について説明をしてください。

○農林水産課農政係（有富）

用途区域の変更、整理番号1番について説明いたします。

資料におきましては、123ページからになっております。

場所におきましては、山川町甲田、地目山林、用途区分の変更の面積525平方メートルになっております。

127ページから字図、位置図、箇所図、写真図、計画図をつけております。

転用者は地元にて農業を営んでおり、今回、農業用倉庫を整備するために申出を行うものであります。

以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見を申し上げます。

○14番（倉吉）

11月30日に役員及び事務局と現地確認を行ったところでございます。この申請については、先ほども言われましたけれども、現在、みかんを栽培されているところに農業用倉庫を建て

られると、用途区分の変更を申請されておりますので、審議方よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の用途区分変更、整理番号1番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更の用途区分変更、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の用途区分変更、整理番号1番を異議なしといたします。

以上で審議は終了いたしましたので、農林水産課の皆さんは退場されます。ありがとうございました。

〔農林水産課 退場〕

○議長（徳永）

それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（堤）

報告1号について御説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が70件提出されております。内容については、自作が20件、設定が46件、転用が2件、所有権移転が2件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けいたします。何か御質問はございませんか。

○15番（北原）

自作とありますが、今までやっていなかったのに自作できるということですかね。面積はそれほど大きくはありませんが、その中で農機具だとかそんなところはどうなるのかなと思いますので、そこんにきの説明はどげんなっとつとかな、自作になって、耕作放棄地になら

んとかいとか、そげんか心配はなかつですか。

○事務局（岡）

おっしゃるとおり、自作になっているのかどうなのかということですが、この自作設定とか転用、所有権移転については、解約の申請書にチェックを入れる部分があります。それでチェックが入っておる分があるかと思います。まだほかに、次に貸す人が見つかっていないと。どうしようもないときには、基本的には自作になるしかありません。自作に併せて、探してほしいときはあっせんの依頼とかという形で事務局のほうで依頼を受ける場合がございます。基本的にここにある分については、本人の合意解約書についてのチェックが入っておる要件でございます。以上です。

○議長（徳永）

よろしいですか。

○15番（北原）

はい。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（堤）

報告2号について説明いたします。使用貸借解約通知について、使用貸借解約の届出が4件出されております。内容については、設定が3件、自作が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けいたします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（堤）

報告3号について説明いたします。農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について、法人8団体、筆数804筆、面積160万5,861.68平方メートル、個人4人、筆数83筆、面積13万8,876平方メートルとなっております。

以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けいたします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時50分 閉会